騒音•振動•悪臭

目 次

表1	騒音に係る環境基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(18)
表2	愛知県名古屋飛行場及び岐阜飛行場の航空機騒音に係る環境基準・・・・・・・・(19)
表3	中部国際空港の航空機騒音に係る環境基準・・・・・・・・・・・・・・・(19)
表4	新幹線鉄道騒音に係る環境基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・(19)
表5	騒音規制法に基づく特定工場等及び特定施設の状況 ・・・・・・・・・・(20)
表6	振動規制法に基づく特定工場等及び特定施設の状況 ・・・・・・・・・・(20)
表7	条例に基づく騒音・振動発生施設を設置している工場等の状況 ・・・・・・・・(20)
表8	悪臭防止法による規制地域及び規制基準・・・・・・・・・・・・・・・・(21)
表9	県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく悪臭関係工場等
	の届出状況 (2022 年度) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (22)

表1 騒音に係る環境基準

			道路に面する地	道路に面する地域以外の地域		道路に面する地域	- 2 地域	特例
地域の及び	地域の区分及び類型	AA	A	В	Э	A地域のうち2車線以上 の車線を有する道路に面 する地域	B地域のうち2車線以上の車線を有する道路 に面する地域及びC地域のうち車線を有する	幹線交通を担う道 路に近接する空間
無業	昼間	50デッペーが以下	555、沙小以下	55デジベル以下	子以バンベテ09	605、シベル以下	655、シベル以下	70デシベル以下 *45デシベル以下
	夜間	40元》、小以下	45デシベル以下	45デシベル以下	50デッペーが下	55デッベル以下	子以ががが108年	65デジバル以下 *40デジバル以下
蒸泄	該当地域	該当なし	第1種低層住居専用 地域、第2種低層住 居専用地域、第1種 中高層住居専用地 域、第2種中高層住 居専用地域及び田園 住居地域	第1種住居地域、第 2種住居地域、準住居地域及び都市計画 区域で用途地域の定められていない地域	近霧商業地域、 商業地域、準工 業地域及び工業 地域			
職	達成期間	環境基準の施行る。	環境基準の施行後直ちに達成され、。。	又は維持されるよう努めるものとす	3836024 	F 既設の道路に面する地域については、環境基準の施行後10年以内を目途として達成され、又は維持されるよう努めるものとする。 ただし、幹線交通を担う道路に面する地域であって、道路交通量が多くその達成が著しく困難な地域については、10年を超える期間で可及的速やかに達成されるよう努めるものとする。 道路に面する地域以外の土地が、環境基準が施行された日以降計画された道路の設置によって新たに道路に面することとなった場合にあっては上記にかかわらず当該道路の供用後直ちに達成され又は維持されるよう努めるものとする。	域については、環境基準 文は維持されるよう努 文道路に面する地域で も離な地域については、 れるよう努めるものと・ の土地が、環境基準が って新たに道路に面す。 って新たに道路に面す。	環境基準の施行後10年以内よう努めるものとする。 地域であって、道路交通量いては、10年を超える期間いては、10年を超える期間ものとする。 ものとする。 基準が施行された日以降計に面することとなった場合 供用後直ちに達成され又は
	垂 が	1 地域の類型 AA: 療養 A : 車ら作 B : 車ら作 C : 相当 を を は を は を は を は を は を は を は を は を は を	施設、社会福祉施設等 注居の用に供される地 して住居の用に供される地 とて住居の用に供される地 数の住居と併せて商業 6時から午後10時まで 6時から午前6時まで 20時から午前6時まで を超う「一般単端による 本間、「加立機騒音、鉄 を担う道路」とは、次 車国道、一般国道、部 車道であって都市計画	地域の類型 AA:療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域 A: 車ら住居の用に供される地域 B:主として住居の用に供される地域 C: 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域 C: 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域 時間の区分 昼間:午前6時から午後10時まで 春間:午前6時から午後10時まで 本は屋内へ透過する騒音に係る基準(個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の影談られるときは、 この基準によることができる。) この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。 ・高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道は4車線以上の区間)・高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道は4車線以上の区間)・一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路	・地域など特に静 ・る地域 ・る地域 ・で、で騒音の影響 ・で、で、適用しない ・(市町村道は4 ・項第1号に定め	自合して設置される地域など特に静穏を要する地域 地域 に業等の用に供される地域 に業等の用に供される地域 を音及び建設作業騒音には適用しない。 場げる道路をいう。 特県道及び市町村道(市町村道は4車線以上の区間) 値行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路	して閉めた生活が営ま	れていると

愛知県名古屋飛行場及び岐阜飛行場の航空機騒音に 係る環境基準 表2

		海改三標期目 a o c o	
П	62デシベル以下	-種低層住居専用地域、第二種低 近隣商業地域、商業地域、準工業地 主居専用地域、第一種中高層住居 域及び工業地域 用地域、第二種中高層住居 域及び工業地域 第一種住居地域、第三種住居地域及び 第一種住居地域、用途地域の定められ 12、12、12、12、12、12、13、13、13、13、13、13、13、13、13、13、13、13、13、	コマ草
I	57デシベル以下	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第二種中高層住居地域、第二種住居地域、第二種住居地域、第二種住居地域。可以ない地域、準住居地域、田園住居地域のでかられていない地域。(以下「名古屋中心、全工人、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一	垣
地域の類型	基準値	該当地域	達成期間

中部国際空港の航空機騒音に係る環境基準 က 表

	()		
I	57デシベル以下	常滑市、弥富市、海部郡飛島村並びに知多郡南知多町及び美浜町の区域。ただし、常滑市セントレア一丁目、セントレア二丁目、セントレア三丁目、セントレア三丁目、セントレア三丁目、セントレア三業専用地域を除く。	直ちに
地域の類型	基準値	該当地域	達成期間

表4 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

			地域の類型		I	П
			基準値		70デシベル以下	75デシベル以下
			該当地域		第一種低層住居専用地域、第二種低 近隣商業地域、 層住居専用地域、第一種中高層住居 業地域及び工業 専用地域、第二種中高層住居専用地 域、第一種住居地域、第二種住居地 域、準住居地域、田園住居地域及び 都市計画区域で用途地域の定められ ていない地域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域
型		a	80デシベル以上の区域	424	3年以内	
成皿.	自発	, 4	75デシベルを超え80	7	7年以内	
枝茸			アンベル米浦の冈楨	П	10年以内	
· ==		υ,	70デンベルを超え75デン ベル以下の区域	<i>``</i>	10年以内	
					1 本環境基準は午前6時から午後12時までの間の新幹線鉄道騒音に適用する。	間の新幹線鉄道騒音に
					2 Tをあてはめる地域は主として住居の用に供される地域とし、 をあてはめる地域は商工業の用に供される地域等 I 以外の地域で あって通常の生活を保全する必要がある地域とする。	C供される地域とし、ID 地域等 I 以外の地域で なとする。
					3 達成目標期間の欄のbの区域中イとは地域の類型1に該当する地域が連続する治線地域内の区域をいい、ロとはイを除く区域をい	の類型 I に該当する地 げイを除く区域をい
			垂桃		4 達成目標期間の欄に掲げる期間は、本環境基準が定められた日(1975年7月29日)から起算する。	竟基準が定められた日
			n eta		5 新幹線鉄道騒音の防止施策を総合的に離じても所定の達成目標期 間で環境基準を達成することが困難と考えられる区域においては、 家屋の防音工事等を行うことにより環境基準が達成された場合と同	ごても所定の達成目標期 られる区域においては、 豊が達成された場合と同
					等の屋内環境が保持されるようにするものである。 6 環境基準の達成努力にもかかわらず、所定の達成目標期間内にそ の達成ができなかった区域が生じた場合においても、可及的速やか に環境基準が達成されるよう努めるものとする。	である。 Eの達成目標期間内にそ Sいても、可及的速やか Fる。
_						

達成目標期間の欄は、既設新幹線鉄道(東京・博多間の区間の新幹線鉄道)に係る内容に限っ

表 5 騒音規制法に基づく特定工場等及び特定施設の状況

施設の種類	工場等数	施設数
金属加工機械	4,143	32,554
空気圧縮機等	8,109	60,004
上石用破砕機等	526	2,409
織機	4,474	86,238
建設用資材製造機械	140	250
穀物用製粉機	22	312
木材加工機械	1,116	3,943
抄紙機	14	40
	874	4,036
合成樹脂用射出成形機	187	10,860
鋳型造型機	146	1,331
	20,351	201,977

(注)1 2023年3月末現在

2 2以上の異なる施設を設置する特定工場等の数は、主要な施設の欄に計上してある。 (資料)環境局調べ

表 6 振動規制法に基づく特定工場等及び特定施設の状況

施設の種類	工場等数	施設数
金属加工機械	3,859	34,551
圧縮機	5,414	27,846
土石用破砕機等	295	2,856
織機	4,417	70,969
コンクリートブロックマシン等	47	405
木材加工機械	84	234
印刷機械	592	2,549
ゴム練用又は合成樹脂練用ロール機	39	247
合成樹脂用射出成形機	750	10,914
鋳型造型機	153	1,135
111111111111111111111111111111111111111	15.917	151.706

(注)1 2023年3月末現在

2 2以上の異なる施設を設置する特定工場等の数は、主要な施設の欄に計上してある。 (資料)環境局調べ

表7 条例に基づく騒音・振動発生施設を設置している工場等の状況

振動関係工場等数	21,472
騒音関係工場等数	19,213

注)1 2023年3月末現在

(注)2 名古屋市分を含む。

(資料)環境局、名古屋市調べ

表8 悪臭防止法による規制地域及び規制基準

- 1 特定悪臭物質の濃度又は流量に係る規制地域及び規制基準
- (1) 規制地域

名古屋市、春日井市、小牧市及びあま市 (旧甚目寺町) 海部郡大治町

(2) 規制基準 (平成18年4月28日愛知県告示第378号 各市の規制基準は市ごとに定められている。)

ア 敷地境界における規制基準(法第4条第1項第1号)

(単位:ppm)

										(—	· PPm/
悪臭物質 の種類 規制地 域の区分	アンモニ ア	メチルメ ルカプタ ン	硫化水 素	硫化メチ ル	二硫化メ チル	トリメチ ルアミン		プロピオ ンアルデ ヒド	ノルマル ブチルア ルデヒド	ルアルデ	ノルマル バレルア ルデヒド
第1種地域	1	0.002	0.02	0.01	0.009	0.005	0.05	0.05	0.009	0.02	0.009
第2種地域	2	0.004	0.06	0.05	0.03	0.02	0.1	0.1	0.03	0.07	0.02
第3種地域	5	0.01	0. 2	0. 2	0. 1	0.07	0. 5	0. 5	0.08	0. 2	0.05
悪臭物質 の種類 規制地 域の区分	イソバレ ルアルデ ヒド		酢酸エ チル	メチルイ ソブチル ケトン	トルエン	スチレン	キシレン	プロピオ ン酸	ノルマル 酪酸		イソ吉草 酸

悪臭物質 の種類 規制地 域の区分	イソバレ ルアルデ ヒド		酢酸エ チル	メチルイ ソブチル ケトン	トルエン	スチレン	キシレン	プロピオ ン酸	ノルマル 酪酸	ノルマル 吉草酸	イソ吉草 酸
第1種地域	0.003	0.9	3	1	10	0.4	1	0.03	0.001	0.0009	0.001
第2種地域	0.006	4	7	3	30	0.8	2	0.07	0.002	0.002	0.004
第3種地域	0.01	20	20	6	60	2	5	0. 2	0.006	0.004	0.01

⁽注) 規制地域の区分は、市町村ごとに定められている。

イ 気体排出口における規制基準(法第4条第1項第2号)

特定忠旲物	アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン
	特定悪臭物質の種類ごとに、1 (2) アの表の規制地域の区分に従い、それぞれの欄に掲げる規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則第3条に定める方法により算出した値

ウ 排出水中における規制基準(法第4条第1項第3号)

(単位:mg/L)

特定悪臭物 質の種類	規制 排水量 地域の区分	$Q \le 10^{-3} \text{m}^3/\text{s}$	$10^{-3} \text{m}^3/\text{s} < Q \le 10^{-1} \text{m}^3/\text{s}$	10 ⁻¹ m ³ /s <q< th=""></q<>
	第1種地域	0.03	0.007	0.002
メチルメル カプタン	第2種地域	0.06	0. 01	0.003
,,,,,	第3種地域	0.2	0. 03	0.007
	第1種地域	0. 1	0. 02	0.005
硫化水素	第2種地域	0.3	0. 07	0.02
	第3種地域	1	0. 2	0.05
	第1種地域	0.3	0. 07	0.01
硫化メチル	第2種地域	2	0.3	0.07
	第3種地域	6	1	0.3
	第1種地域	0.6	0.1	0.03
二硫化メチル	第2種地域	2	0. 4	0.09
	第3種地域	6	1	0.3

⁽注1) Qは、事業場の敷地外に排出される排水量を表す。

(注2) 規制地域の区分は、市町村ごとに定められている。

2 臭気指数又は臭気排出強度に係る規制地域及び規制基準

(1) 規制地域

豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市(旧七宝町及び旧美和町)及び長久手市

愛知郡東郷町、西春日井郡豊山町、丹羽郡大口町、同郡扶桑町、海部郡蟹江町、同郡飛島村、知多郡阿久比町、同 郡東浦町、同郡南知多町、同郡美浜町、同郡武豊町、額田郡幸田町、北設楽郡設楽町、同郡東栄町及び同郡豊根村

- (2) 規制基準(平成18年4月28日愛知県告示第378号 各市の規制基準は市ごとに定められている。)
 - ア 敷地境界線における規制基準(法第4条第2項第1号)

規制地域の区分	第1種地域	第2種地域	第3種地域
臭気指数	12	15	18

- (注) 規制地域の区分は、市町村ごとに定められている。
- イ 気体排出口における規制基準(法第4条第2項第2号)
 - 2 (2) アの表の規制地域の区分に従い、それぞれの欄に掲げる規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出した値
- ウ 排出水中における規制基準 (法第4条第2項第3号)

規制地域の区分	第1種地域	第2種地域	第3種地域
臭気指数	28	31	34

(注) 規制地域の区分は、市町村ごとに定められている。

表9 県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく悪臭関係工場等の 届出状況(2022年度)

	業種	届出件数
1 畜産農	業 イ 豚房施設 (豚房の総面積が50m²以上)	153
	ロ 牛房施設 (牛房の総面積が200m ² 以上)	296
	ハ 鶏3,000羽以上飼育	127
	ニ うずら20,000羽以上飼育	14
	小計	590
2 乾燥施	設を有する飼料又は有機質肥料の製造業	57
3 コーン	スターチ製造業	5
4 紡糸施	設を有するレーヨン製造業	0
5 クラフ	トパルプ製造業	1
6 製膜施	設を有するセロファン製造業	0
7 加硫施	設を有するゴム製品製造業	44
8 カプロ	ラクタムの製造施設を有する石油化学工業	2
9 石油精	製業	2
10 溶鉱炉	を有する製鉄業	1
11 シェル	モールド法による鋳物製造業	47
12 化製場		6
13 廃棄物	3 廃棄物処理法により届出されたし尿処理場(浄化槽を除く。)	
14 廃棄物	処理法により届出されたごみ処理場	89
15 下水道	終末処理場	50
	計	928

(注) 名古屋市分を含む。

(資料)環境局、名古屋市調べ